

## 強い林業・木材産業づくり交付金の概要

### 1 趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、

高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立  
 木材加工流通施設の整備等による木材産業の構造改革の推進  
 特用林産物生産施設の整備等による担い手の定着促進と山村再生  
 普及啓発や施設整備等による木材・木質バイオマス利用の推進  
 雇用対策等による担い手となる人材等の育成

を図る。

### 2 ポイント

- (1) 従来の補助事業では個々の事業計画を国が精査し、各事業の予算の範囲内で事業を採択してきたが、交付金化にあたり、事業計画の細部にまで至る従来型の国の審査を簡素化し、都道府県の事業申請時の事務を大幅に縮減するとともに、事業完了後、目標の達成状況を客観的に評価し、公表する仕組みを導入。
- (2) 事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした取組ができる仕組みを導入。

### 3 交付対象メニュー

#### <ソフト>

(望ましい林業構造の確立)

- ・森林組合等の育成 : 地域の森林管理の担い手としての森林組合の育成
- ・林業・木材産業構造改革の推進 : 施設整備事業の経営管理指導等の実施
- ・林業・木材産業構造改革推進体制の整備 : 施設整備事業と一体となって実施する活動への支援
- ・森林機能高度発揮普及指導の促進 : 普及指導職員と地域林業関係者との連携強化等への支援

(林業担い手等の育成・確保)

- ・担い手確保・育成対策の推進 : 林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援
- ・林業労働災害撲滅プロジェクトの推進 : 林業労働災害防止のための研修等の実施

(特用林産の振興)

- ・きのご類等消費・流通の促進 : 消費者の視点に立った特用林産物の産地づくり等の推進支援
- ・特用林産原材料供給等の促進 : 文化財等に必要の原材料の供給体制整備への支援

(木材利用及び木材産業体制の整備推進)

- ・地域材利用体制整備推進 : 地域材利用の促進や木材産業の体制整備等の取組への支援
- ・木材の新しい流通・加工システム推進 : 地域材を大規模需要者に安定供給するシステムの構築
- ・にっぽん木のいえ普及推進 : 国土交通省と連携した地域材住宅供給の取組への支援
- ・暮らしの中の地域材利用活性化 推進 : 学校等における木材利用に関する環境教育の充実を推進

#### <ハード>

(望ましい林業構造の確立)

- ・林業構造確立施設の整備 : 作業道の整備と高性能林業機械の導入等施設の整備

(特用林産の振興)

- ・原木しいたけ生産回復の推進 : 原木しいたけ生産の回復のための人工ほだ場等の整備
- ・品質管理体制の強化 : 品質管理を徹底するための集出荷施設等の整備
- ・きのご生産産地化形成の推進 : 新しいきのごの導入など生産体制を確立するための施設の整備
- ・地域資源最高度活用活性化の推進 : 伝統的な食材等消費者ニーズに対応した生産施設等の整備
- ・竹材利用の促進 : 竹の新たな用途に必要な繊維化等の加工施設の整備

(木材利用及び木材産業体制の整備推進)

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| ・木材産業構造改革整備           | ：外材に対抗できる木材加工流通施設の整備       |
| ・木材の新しい流通・加工システムモデル整備 | ：地域材を大規模需要者に安定供給する施設のモデル整備 |
| ・木造公共施設整備             | ：地域材による公共施設のモデル的な整備        |
| ・木質バイオマス燃料利用促進整備      | ：未利用木質利用促進のための燃料利用施設等の整備   |

地域提案枠において、ソフト・ハードそれぞれについて、上記対策を補完し、又は関連して実施する事業も可能。

#### 4 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、PFI事業者等
- (2) 実施期間：平成17年度～21年度(5年間)  
一部、平成17年度～18年度(2年間)
- (3) 交付率：定額
- (4) 予算科目：
  - (項) 林業振興費
    - (大事項) 林業・木材産業の振興交付金に必要な経費
      - (目) 林業・木材産業振興推進交付金
      - (目) 林業・木材産業振興施設整備交付金

#### 5 平成17年度概算決定額

7,809,406千円

【林野庁経営課(窓口)・木材課・研究普及課】

# 望ましい林業構造の確立（ハード分）

## < 強い林業・木材産業づくり交付金 >

### 1 趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、経営や施業の担い手を育成し、望ましい林業構造を実現させるための対策として、林業経営や施業の効率化を図るための施設等の整備を実施する。

### 2 事業内容

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、作業道の整備と高性能林業機械（貸付用を含む）の導入など林業の生産性の向上に資する施設を中心とした整備を実施。また、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備も必要に応じて実施。

なお、森林組合が実施主体の場合、収支を伴う施設については中核組合に相当するものに限定。

また、沖縄における森林資源の状況や林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域内の林産物の供給体制の整備等を図るための作業道の整備、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設等を整備。

### 3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、第三セクター、農協、P F I事業者等

### 4 交付率 定額

### 5 事業実施期間 平成17年度～21年度（5年間）

### 6 平成17年度概算決定額

強い林業・木材産業づくり交付金 7,809,406千円の内数

（担当：林野庁経営課）

# 特用林産の振興（ハード分）

## < 強い林業・木材産業づくり交付金 >

### 1 趣旨

山村地域には日本の森林面積の半分以上があり、温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策等に基づく森林整備を進めていくためにも、その地域社会は重要な存在となっているが、山村では若年層を中心に人口の減少が急速に進んでおり、高齢化が顕著になっていることから、就業機会の確保や林業の複合経営の促進が喫緊の課題となっていることに加え、市町村合併の進行する中、山村地域の再生・活性化が求められている。

一方、きのこ、山菜、木炭等の特用林産物は、原木や基材として木材を利用するとともに、森林や林間等山村地域資源を活用して生産され山村地域の貴重な収入源となっているが、近年低価格の輸入品との競合等により、生産者の生産意欲が大きく減退し、山村地域経済社会の不振に拍車をかける結果となっている。

また、里山林等においては、手入れ不足による竹の侵入が森林荒廃の原因の一つとなっており、健全な森林の整備を進めていく上で竹を除去した後の処理が重要な課題となっているところである。

このため、従前からの硬直的な生産販売に依存した体制から脱却し、乾しいたけや山菜、木炭、木酢液など伝統的な食材や健康、天然志向等消費者や農業生産者の多様な関心へ積極的に対応する産地や、輸出や新品種の導入等新たな需要・ビジネスの開拓にチャレンジする産地等山村地域の再生・活性化に資する特用林産物を活用した取組みに対し、生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備を実施するとともに、竹の新たな用途に必要な加工施設等の整備を実施する。

### 2 事業内容

#### (1) 原木しいたけ生産回復対策

輸出向け乾しいたけなど原木しいたけ生産の回復増強を図るための人工ほだ場、散水施設等生産、加工及び集出荷施設等の整備

#### (2) 品質管理体制強化対策

競争力強化のためのコスト対策に加え、商品力を高める品質管理を徹底するための集出荷施設、品質管理施設等の整備

#### (3) きのこと生産産地化形成対策

新しいきのこの導入、生産履歴情報の公表等消費者ニーズや販売戦略に臨機に対応可能な生産体制を確立するための菌床培養・発生施設、予・保冷施設、包装施設等生産、加工及び集出荷施設等の整備

#### (4) 地域資源最高度活用活性化対策

伝統的な食材や健康、天然志向等消費者や農業生産者の多様な関心に対応した山菜や木炭、木酢液等の生産・販売体制を再生・活性化するための発生環境、あく抜き等生産、加工及び集出荷施設等の整備

#### (5) 竹材利用促進緊急対策

竹の新たな用途に供する資材に必要な繊維化、高温炭化等を行う加工施設等の整備

### 3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、農業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等の出資する法人等

4 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

5 交付率 定額

6 17年度概算決定額

強い林業・木材産業づくり交付金 7,809,406千円の内数

(担当：林野庁経営課)

# 木材利用及び木材産業体制の整備推進（ハード分）

< 強い林業・木材産業づくり交付金 >

## 1 趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、「都道府県林業・木材産業構造改革プログラム」の目標の達成に向けて、川上・川下を通じ、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備による木材産業の構造改革の推進を図るとともに、地域材を利用した公共施設や未利用木質資源をエネルギー利用する施設等の整備による地域材利用の推進を図る。

## 2 事業内容

都道府県等を区域とする地域において、以下の事業を組み合わせ、一体的かつ総合的に実施する。

### （１）木材産業構造改革整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併・転業などの木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等を整備。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、リース方式の高次加工施設、乾燥施設等を整備。

### （２）木材の新しい流通・加工システムモデル整備

地域内の原木供給、製品の大ロット供給及び施設整備等のマスタープランに基づき、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するための新たな国産材の流通・加工システムの構築に必要な施設等のモデル的・実証的な整備を実施。

### （３）木造公共施設整備

地域材の利用を促進するため、展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設として、共生対流を促進する施設、児童福祉施設における遊具、学校に関連した施設や先駆性のある施設の地域材を利用したモデル的な整備を実施。

### （４）木質バイオマスエネルギー利用促進整備

地域の未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等のモデル的な整備を実施。

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する法人、第三セクター、PFI事業者等  
(2)の事業のみ対象

4 交付率  
定額

5 事業実施期間

(1) (3) (4) 平成17年度～21年度(5年間)  
(2) 平成17年度～18年度(2年間)

6 平成17年度概算決定額

強い林業・木材産業づくり交付金 7,809,406千円の内数

(担当：林野庁木材課)

(参考)

## 主な施設整備の内容

